

肝炎医療コーディネーターの 役割・活動内容について

兵庫県肝疾患診療拠点病院

兵庫医科大学病院・神戸大学医学部附属病院

兵庫県保健医療部 疾病対策課

「肝炎医療コーディネーターの養成及び活用について」

(健発0425第4号平成29年4月25日厚生労働省健康局長通知)に基づき作成

① 医療機関・検診機関の肝炎医療コーディネーター

(職種: 医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、臨床検査技師、MSWをはじめとする医療従事者や医療機関職員等)

基本的な役割

- 肝炎患者や肝炎ウイルス検査陽性者が安心して医療を受けられるように、主に保健医療や生活に関する情報提供や相談支援、フォローアップなどを行うとともに、行政や職場などとの連携の窓口となる



「肝炎医療コーディネーターの養成及び活用について」(健発0425第4号平成29年4月25日厚生労働省健康局長通知)より一部抜粋

① 医療機関・検診機関の肝炎医療コーディネーター

具体的な活動内容の例

- 肝炎医療に係る情報、知識等の説明、肝炎ウイルス検査の受検案内
- 肝炎ウイルス検査陽性者への受診勧奨、専門医療機関の紹介
- 抗ウイルス治療後も含めた継続受診の重要性(ウイルス排除後も発がんリスクがあることなど)の説明
- 肝炎患者やその家族への生活面での助言、服薬や栄養の指導
- 定期検査費や医療費の助成、身体障害者手帳等の制度の説明や行政窓口の案内
- C型肝炎訴訟やB型肝炎訴訟に関する窓口案内
- 仕事や育児と治療の両立支援相談に関する窓口案内
- 医療機関職員向けの勉強会の開催
- 拠点病院などで実施する肝臓病教室や患者サロンなどへの参加
- 地域や職域における啓発行事への参加、啓発行事の周知

「肝炎医療コーディネーターの養成及び活用について」(健発0425第4号平成29年4月25日厚生労働省健康局長通知)より一部抜粋

② 行政の肝炎医療コーディネーター

(職種: 保健師その他の保健医療関係職種、行政職員等)

基本的な役割

- 肝炎対策全般についての普及啓発や情報提供を行い、拠点病院その他の地域や職域における関係機関と連携して、受検受診、受療を促進するとともに、行政によるフォローアップに従事する



「肝炎医療コーディネーターの養成及び活用について」(健発0425第4号平成29年4月25日厚生労働省健康局長通知)より一部抜粋

② 行政の肝炎医療コーディネーター

具体的な活動内容の例

- 肝炎に係る基本的知識の説明や肝炎ウイルス検査の受検勧奨
- 肝炎ウイルス検査が受けられる医療機関及び検診機関の紹介
- 拠点病院や肝疾患相談支援センター、専門医療機関の紹介
- 肝炎ウイルス検査陽性者に対する受診勧奨及びフォローアップ事業の案内・実施
- 定期検査費や医療費の助成、身体障害者手帳等の制度の案内
- B型肝炎ワクチン定期接種の説明・案内や感染予防に関する啓発・指導
- C型肝炎訴訟やB型肝炎訴訟に関する窓口案内
- 仕事や育児と治療の両立支援相談に関する窓口案内
- 地域や職域における啓発行事への参加、啓発行事の周知

「肝炎医療コーディネーターの養成及び活用について」(健発0425第4号平成29年4月25日厚生労働省健康局長通知)より一部抜粋

③ 職域の肝炎医療コーディネーター

(職種: 健康管理担当者、人事労務担当者、社会保険労務士など)

基本的な役割

- 職域における肝炎ウイルス検査の受検を促進するとともに、肝炎患者が治療と仕事を両立しやすい職場環境の形成に努める



「肝炎医療コーディネーターの養成及び活用について」(健発0425第4号平成29年4月25日厚生労働省健康局長通知)より一部抜粋

③ 職域の肝炎医療コーディネーター

具体的な活動内容の例

- 事業主、管理・人事部門への肝炎に関する情報提供
- 従業員等への肝炎の基本的知識に関する普及啓発
- 肝炎ウイルス検査の受検案内、相談受付先の案内等
- 肝炎患者が治療を受けながら仕事を続けるための助言や職域と患者の就労配慮等（相談窓口の案内等）
- 拠点病院に設置される肝疾患相談支援センターなどの相談支援窓口の紹介
- 定期検査費や医療費の助成、身体障害者手帳等の制度の説明や行政窓口の案内
- 地域や職域における啓発行事への参加、啓発行事の周知

「肝炎医療コーディネーターの養成及び活用について」(健発0425第4号平成29年4月25日厚生労働省健康局長通知)より一部抜粋

④ ①～③以外の肝炎医療コーディネーター

(職種: 患者会会員、薬局や障害福祉・介護事業所の職員、自治会会員など)

基本的な役割

- 身近な地域の中で普及啓発を行うとともに、肝炎患者やその家族などの相談を受けて医療機関や行政機関への橋渡し役となる



「肝炎医療コーディネーターの養成及び活用について」(健発0425第4号平成29年4月25日厚生労働省健康局長通知)より一部抜粋

④ ①～③以外の肝炎医療コーディネーター

具体的な活動内容の例

- 住民、入所者等への肝炎の基本的な知識に関する普及啓発
- 肝炎ウイルス検査の受検案内、相談受付先の案内等
- 肝炎に関する情報の入手先の案内
- 地域や職域における啓発行事への参加、啓発行事の周知

治療と仕事の両立支援のための肝炎医療コーディネーターマニュアル

(厚生労働科学研究費補助金 肝炎等克服政策研究事業)

- 肝炎医療コーディネーターの職域を対象とした支援
- 肝疾患における専門職の関わり
- 治療と職業生活の両立のための職場、地域での相談窓口
- 生活費、治療費に関すること
- 人権に関すること
- 治療と就労の両立支援の実際(事例紹介)
- 治療と仕事の両立に向けた患者労働者への支援
- 治療中の日常生活の注意点
- 両立支援に向けた患者労働者、主治医、事業者(産業保健スタッフ)の連携支援

厚生労働省のホームページから御覧いただけます



肝炎医療コーディネーターの認定について

兵庫県と兵庫県肝疾患診療連携拠点病院（兵庫医科大学病院）が実施する肝炎医療コーディネーター養成研修会を修了し、試験に合格した方に認定書を交付します。

（認定の有効期間は、認定を受けた日から5年となる日の属する年度の末日までです。）

